

# 株式会社 植物ハイテック研究所

<http://www.phit.co.jp/>

所在地 奈良県生駒市高山町8916-12 高山サイエンスプラザ内 TEL&FAX 0743-72-5850 0743-72-5851  
 代表者 代表取締役社長 西 永 正 博 創立年月日 2004年4月13日 資本金 2,250万円 従業員数 8人

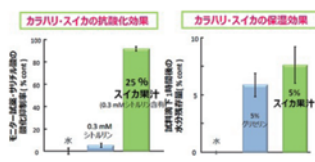
## 事業内容

株式会社植物ハイテック研究所は奈良先端科学技術大学院大学の8名の教授を中心に設立された植物の機能に着目した大学発ベンチャーである。事業としては、①機能性成分を豊富に含む「カラハリスイカ」に関するもの、②植物の生産性を向上させるもの、③葉緑体形質転換法を利用して機能物質を産出するもの、および④オタネニンジン苗の生産等のその他事業に関するもの、を実施している。

①「カラハリスイカ」に関する事業は、大学によって解明された含有するシトルリン等の機能性物質の抗酸化性が高いことをベースに、機能性食品や化粧品およびそれらの原料としての販売展開を実施している。②は、遺伝子組み換え技術によって、光合成促進・根成長促進の遺伝子を組み込んだジャガイモを創出し、食糧需要が増加する海外での事業展開を進めている。③ヒトチオレドキシニンに着目し、これらの産出を目的として、レタスについて葉緑体形質転換をおこない、生産の検討を行っている。



カラハリスイカの断面



カラハリスイカの機能特性例



ジャガイモの成長促進



ヒトチオレドキシニン1生産  
コスレタス

## 知的財産活用事例

株式会社植物ハイテック研究所の事業は大学の研究過程で創出された知的財産の普及促進を図るもので、ベースとなる技術は大学が保有しており、同社は特許権の実施許諾を受けて事業化を行っている。大学の知的財産を活用する事業は、市場性や技術・製品の優位性を検討し、事業化の可能性を判断したうえで実施許諾を受けて取り組むことができる。つまり、出願から権利化にかかるまでのまとまった費用を支出せずに取り組むことができ、一般の研究開発型企業と比較して初期投資を抑えて事業運営を行うことが可能となる(ただし、他企業が先行して当該権利の実施許諾を検討していないか十分注意を払う必要がある)。このように、事業性の判断を行った後で実施許諾を受けることで、事業初期の資金的課題を軽減して取り組むことができた。これら知的財産は、例えば機能性食品や化粧品事業の基礎技術として活用している。

## 知的財産の創出や活用に関する取組

大学発ベンチャーの特徴の一つが、知的財産の帰属である。株式会社植物ハイテック研究所の役員は大学研究者としての立場を有しており、メンバーが関与する知的財産については大学が権利を有しているものとの判断を進めている。大学が保有する権利については、どのタイミングで実施許諾を受けるのが知財戦略の一つの柱になっている。事業化段階でこれら知的財産の利用が必要な場合は実施許諾を受ける形をとることになるため、市場環境と研究開発の進展を絶えず確認しながらタイミングを判断している。

一方、基礎技術を活用した応用技術や利用技術に関するもの、あるいは、同社オリジナルの開発で、大学が関与していないことが明白なものについては、同社単独で出願する形態をとっている。研究テーマごとにどの立場で研究者が関与するかをあらかじめ決めることで、事業における知的財産のあり方を明確にして進めている。

## 起業を目指す人への知的財産に関するアドバイス

大学の保有する技術を活用して起業するのか、自身の技術で起業するのかによって方針は異なる。事業推進には当然のように「知的財産は押さえているんですか」と聞かれるのでその対応を考えて進めていただきたい。知財戦略は営業戦略に大いに影響を与えるので、十分検討して進めていただきたい。

さらに言えば、知的財産に対しての取り組みの結果が事業の推進に大きな影響を与えることから、相談する特許事務所等については、そのビジネスを十分理解し精通したところを選んでほしい。